8　第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社が適格合併により合併法人に空港用地を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十七条の七第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の五十七第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十七条の七第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十七第四項中」と読み替えるものとする。

9　前項において準用する第六十八条の四十三第十項又は第五十七条の七第十項において準用する第五十五条第十一項の場合において、これらの規定に規定する適格合併に係る合併法人（当該適格合併後において連結親法人に該当するものに限る。）が指定会社でないときは、当該適格合併の日を含む連結事業年度終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10　第六十八条の四十三第十二項から第十四項までの規定は、第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社が適格分割型分割により分割承継法人に空港用地を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十二項中「第三項」とあるのは「第五十七条の七第十一項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項の」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十四項中「第五十五条第十四項」と、同条第十四項中「第五十七条第十四項」とあるのは「第六十八条の五十七第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十七第四項中」と読み替えるものとする。

11　前項において準用する第六十八条の四十三第十二項又は第五十七条の七第十一項において準用する第五十五条第十四項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結親法人に該当するものに限る。）が指定会社でないときは、当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12　第一項、第四項、第五項、第九項及び前項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第五項まで及び第八項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の五十八の二を削る。

第六十八条の五十九第一項中「に該当するもの」を削り、「同じ。）又は」を「「中小連結親法人」という。）に該当するもの又は」に、「除く。次項において同じ。）が」を「除く。）が」に改め、同条第二項中「連結親法人又は当該」を「連結親法人で法人税法第五十二条第六項に規定する適格分割等の直前の時を各連結事業年度終了の時とした場合に中小連結親法人に該当するもの又は当該」に、「連結子法人が、法人税法」を「連結子法人（当該適格分割等の直前の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超えるものを除く。）が、同法」に、「同項に規定する適格分割等」を「当該適格分割等」に改め、「を各連結事業年度終了の時とした場合」を削る。

第六十八条の六十三第一項中「同意又は」、「（同表の第二号の上欄に規定する指定のうち政令で定める指定にあつては、政令で定める日）」及び「ものとし、その連結事業年度において第六十八条の十三の規定又は第六十八条の二十七若しくは同条の規定に係る第六十八条の四十一第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける連結親法人（当該適用に係る連結子法人）を除く」を削り、「事業に係る」を「事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同項の表の第一号中「第二十八条第七項の同意」を「第二十九条第一項の規定による指定」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「同法第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において同法第二十八条第三項第二号に規定する」を「同項の規定により」に、「定められている地区」を「指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）」に改め、同表の第二号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に、「製造業、倉庫業又はこん包業」を「特定国際物流拠点事業」に改め、同表の第三号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第六項中「同意又は」を削り、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人については、適用しない。

一　第六十八条の十三の規定

二　第六十八条の二十七の規定

三　第六十八条の二十七の規定に係る第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

四　第六十八条の二十七の規定に係る第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第六十八条の六十五第四項中「第六十八条の三十から第六十八条の三十二まで及び」を「第六十八条の三十一及び第六十八条の三十二並びに」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第六十七条の六十七第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、「、第六十八条の十四第五項」を削り、同条第五項第二号中「及び第六十八条の十三」を「、第六十八条の十三及び第六十八条の十五」に、「、第六十八条の十四第二項」を「及び第六十八条の十三第一項」に改める。

第六十八条の六十九第一項中「、第六十八条の十四第五項」を削る。

第六十八条の七十第五項中「第六十八条の三十から第六十八条の三十二まで及び」を「第六十八条の三十一及び第六十八条の三十二並びに」に改める。

第六十八条の七十八第一項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改め、同項の表の第九号中「土地等、建物」を「土地等（事務所、事業所その他の政令で定める施設（以下この号において「特定施設」という。）の敷地の用に供されるもの（当該特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。）又は駐車場の用に供されるもの（建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限る。）で、その面積が三百平方メートル以上のものに限る。）、建物」に改め、同条第二項中「区分し」を「区分をし」に改め、同条第七項中「第六十八条の三十から第六十八条の三十二まで及び」を「第六十八条の三十一及び第六十八条の三十二並びに」に改める。

第六十八条の七十九第一項及び第六十八条の八十中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。